第２期

美瑛町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

令和３年３月一部改訂

美瑛町

目次

第１章　計画策定の概要……1

１．計画策定の趣旨……1
２．計画の位置づけ……4
３．計画の期間……5
４．計画の策定体制……5

第２章　町の現状……7

１．人口等の状況……7
２．子ども・子育てを取り巻く環境等……13
３．ニーズ調査結果（抜粋）……16
４．美瑛町子ども・子育て支援事業計画の評価……26

第３章　美瑛町における子育て支援の取組み……30

第４章　子ども・子育て支援サービス……36

１．子ども・子育て支援サービスの全体像……36
２．教育・保育提供区域の設定……37
３．保育の必要性の認定について……38
４．幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容……39
５．地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容……41
６．子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保……50
７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保……50
８．子どもの貧困対策の推進……51
９．関連施策の展開……52

第５章　計画の推進体制……53

１．市町村等の責務……53
２．計画の推進に向けた役割……54
３．計画の推進に向けた３つの連携……55

資料編 57
１．量の見込みの算出について 57
２．美瑛町子ども・子育て会議委員名簿 61
３．美瑛町子ども・子育て会議設置要綱 62

第１章　計画策定の概要

１．計画策定の趣旨

わが国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が進行しており、平成 27 年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されることとなりました。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、令和 35 年（2053）年には１億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加等、社会生活上の大きな変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

国の少子化対策は、平成２年に合計特殊出生率（一人の女性が 15 歳～49 歳までに産む子どもの数の平均）が 1.57 と判明したところから始まり、平成 24 年８月に成立した子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、平成 27 年４月に「子ども・子育て新制度」（以下、「新制度」。）を施行しました。市町村は、新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、本町でも平成 27 年３月に「美瑛町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に努めてきました。

第１期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成 29 年６月に国から「子育て安心プラン」が発表され、「待機児童の解消」、「女性の就業率の向上」、「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」、「保護者へ寄り添う支援の普及促進」といった方向性が打ち出されています。

令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子ども達、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子ども達の利用料が無償化になるなど、少子高齢化という難題に国をあげて取り組むこととなっています。

この計画は、現行の「美瑛町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度をもって計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取組みを振り返るとともに、国や道の動向、社会情勢等を踏まえ、今後の美瑛町における子ども・子育て支援の一層の推進を図るために策定するものです。

◇子ども・子育て支援法（抜粋）◇

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

３　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

◇幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（抜粋）◇

◇対象者・対象範囲等

（１）幼稚園、保育所、認定こども園等※

○　３～５歳：幼稚園、保育所、地域型保育事業等、（標準的な利用料）の利用料を無償化

○　０～２歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

※子ども・子育て支援法に基づく地域型保育も無償化の対象とされている。

（２）幼稚園の預かり保育

○　保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化

（３）認可外保育施設等

○　３～５歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化

○　０～２歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子ども達を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

○　認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等

・市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置　ほか

◇就学前の障害児の発達支援

○　就学前の障害児の発達支援を利用する子ども達について、利用料を無償化

○　幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

２．計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

なお、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図ることを目的とする次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が令和７年３月 31 日まで延長されたことから、同法第８条第１項の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。また、平成 26 年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成 27 年 12 月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」が策定されているとともに、令和元年６月には法改正されていることから、同法第９条第２項の規定に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」を含むものとします。

本計画は、第５次美瑛町まちづくり総合計画を上位計画とし、地域福祉計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康増進計画、その他の関連個別計画との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

◇計画の位置づけ（イメージ）◇

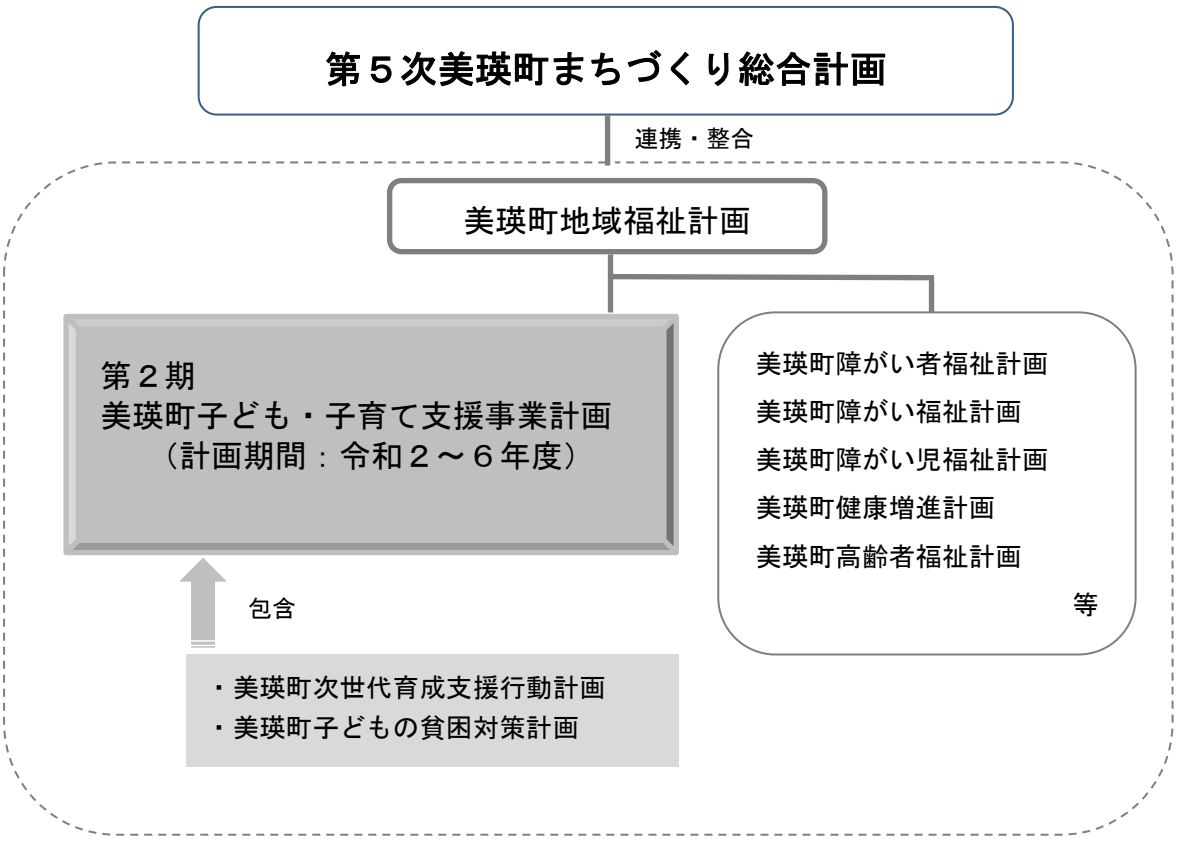

３．計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」で定められた５年間（令和２年度～令和６年度）を計画期間とします。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直すものとします。

◇計画の期間◇

<table>
<tr><th>年度</th><th>平成
27</th><th>平成
28</th><th>平成
29</th><th>平成
30</th><th>平成
31</th><th>令和
2</th><th>令和
3</th><th>令和
4</th><th>令和
5</th><th>令和
6</th></tr>
<tr><td rowspan="8">計画</td><td colspan="5">美瑛町子ども・子育て支援事業計画</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="5">第２期美瑛町子ども・子育て支援事業計画</td></tr>
<tr><td colspan="10">美瑛町次世代育成支援行動計画</td></tr>
<tr><td colspan="5">（前期計画）</td><td colspan="5">（後期計画）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="5">美瑛町子どもの貧困対策計画</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

４．計画の策定体制

（１）子ども・子育て支援事業計画策定委員会の設置

「事業者」、「保護者」、「関係団体」などから構成される「美瑛町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

	開催日	会場	協議事項等
H30 年度 第１回	平成 31 年３月７日	役場	(1)　幼保連携型認定こども園の整備について (2)　美瑛町の保育の状況について (3)　美瑛町子ども子育て支援事業計画の一部改訂について (4)　第２期美瑛町子ども子育て支援事業計画について
R元年度 第１回	平成 31 年４月 22 日	役場	(1)　平成 31 年度子育て支援関連施策（保健福祉課）について (2)　美瑛町子ども子育て支援事業計画（第１期）について (3)　第２期美瑛町子ども子育て支援事業計画について
第２回	令和元年 12 月 12 日	役場	(1)　第２期子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
第３回	令和２年２月 27 日 （書面会議）	役場	(1)　第２期子ども・子育て支援事業計画（案）の検討

（２）アンケート調査の実施

本町に居住する保護者を対象に、就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施しました。

◇調査対象及び調査方法◇

調査種別	未就学児童調査	就学児童
調査対象	町内の未就学児を持つ保護者	町内の小学生を持つ保護者
配布数	314 票	431 票
抽出法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	令和元年５月	令和元年５月
調査地域	美瑛町全域	美瑛町全域
有効回収数	233 票	320 票
有効回収率	74.2%	74.2%

（３）国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第２章　町の現状

１．人口等の状況

（１）人口の推移

町の人口は、平成 25 年度の 10,747 人から平成 30 年度の 10,142 人と年々減少傾向で推移しています。年齢３区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、老年人口は平成 29 年度に一時減少しましたが、概ね増加傾向で推移しています。

◇人口の推移◇

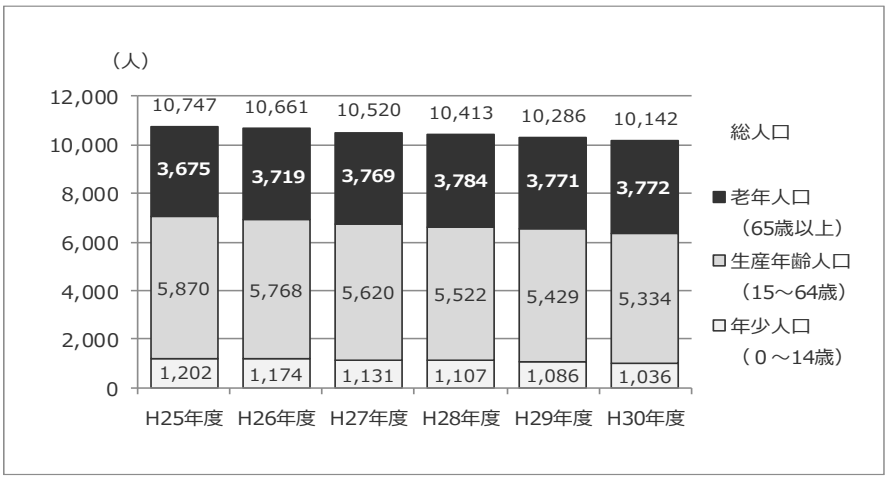

※住民基本台帳（各年３月 31 日）

（２）年齢３区分別人口割合の推移

町の人口の年齢別割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合は減少している一方、65 歳以上の老年人口割合は増加しており、平成 30 年度には 37.2%にのぼっています。

◇年齢３区分別人口割合の推移◇

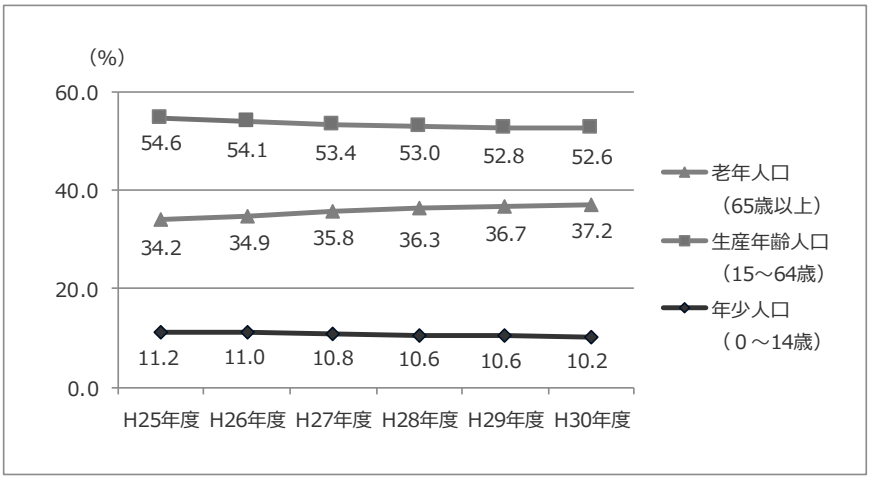

※住民基本台帳（各年３月 31 日）
四捨五入のため 100%にならない場合あり。

年齢３区分別人口割合の将来推計をみると、年少人口割合は減少傾向、生産年齢人口は概ね現状維持、老年人口は増加傾向で推移することが見込まれます。

◇年齢３区分別人口割合の将来推計◇

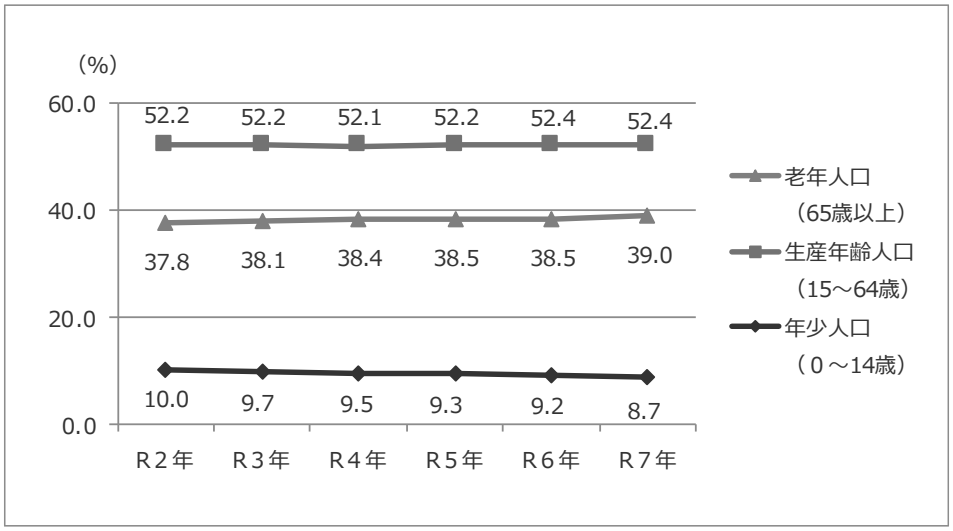

※住民基本台帳人口に基づく推計
四捨五入のため 100%にならない場合あり。

（３）子ども人口の推移

子ども（18 歳未満）人口の推移をみると、全体としては減少傾向で推移しています。内訳でみると、14 歳以下の層は概ね減少傾向となっていますが、増加傾向で推移していた 15～17 歳についても平成 29 年度には減少に転じています。

◇子ども人口の推移◇

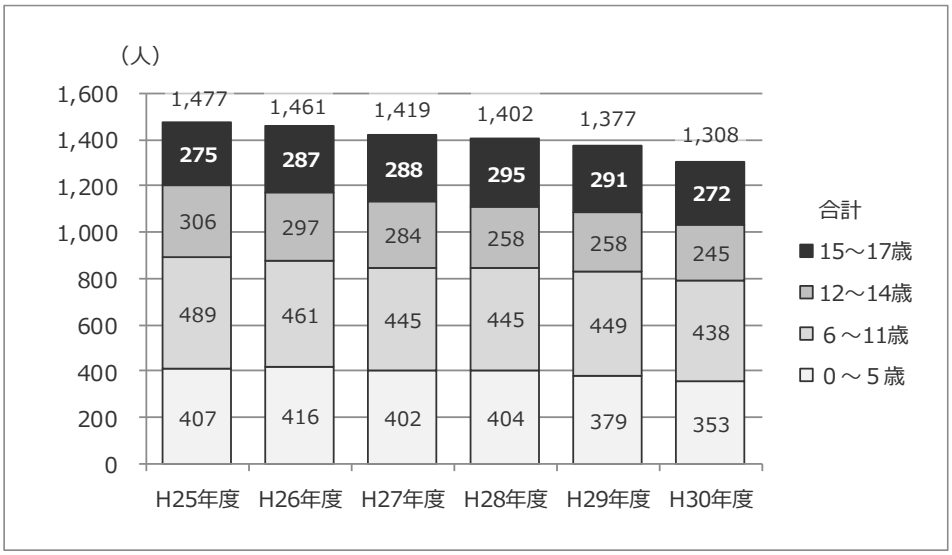

※住民基本台帳（各年３月 31 日）

子ども（18 歳未満）人口の将来推計をみると、全体としては減少傾向で推移することが見込まれます。内訳でみると、６～11 歳は一貫して減少する一方、その他の層は増加する年もあることが見込まれます。

◇子ども人口の将来推計◇

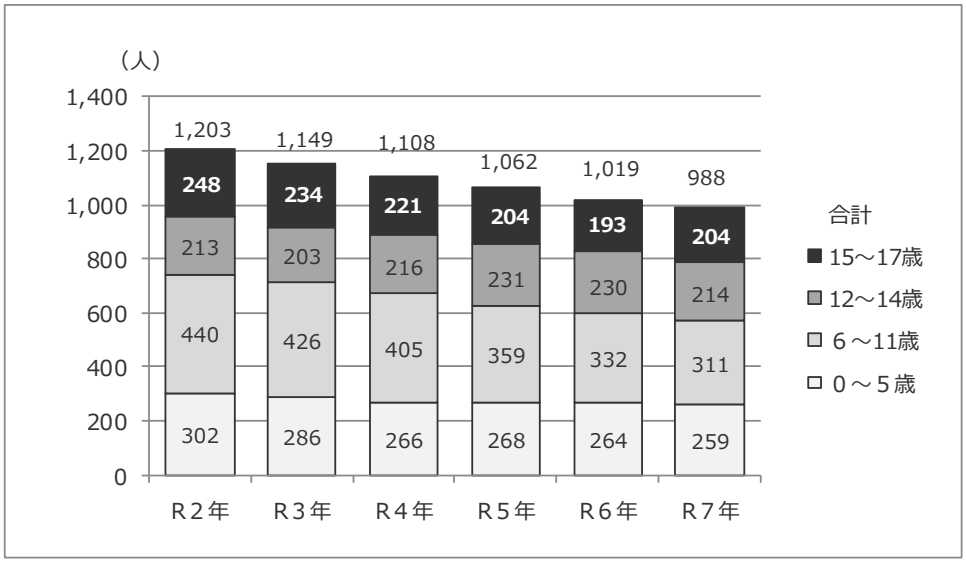

※住民基本台帳人口に基づく推計

（４）出生数の推移

町における出生数は、年によって増減を繰り返しながらも、全体として減少傾向にあります。

◇出生数の推移◇

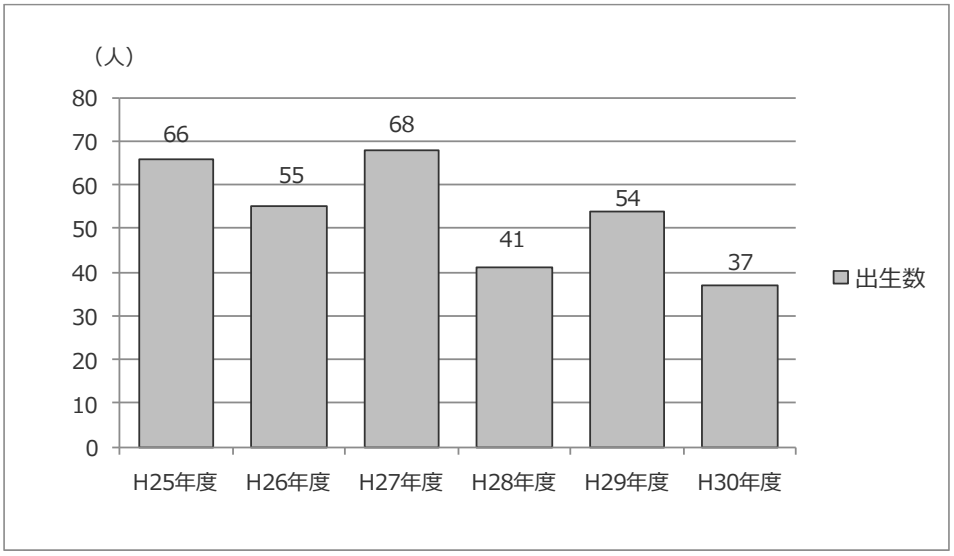

※住民基本台帳（各年３月 31 日）

（5）合計特殊出生率の推移

近年の合計特殊出生率は 1.3 を下回っており、低い水準で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2019 年版）」によれば、人口を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は 2.06 となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

◇合計特殊出生率の推移◇

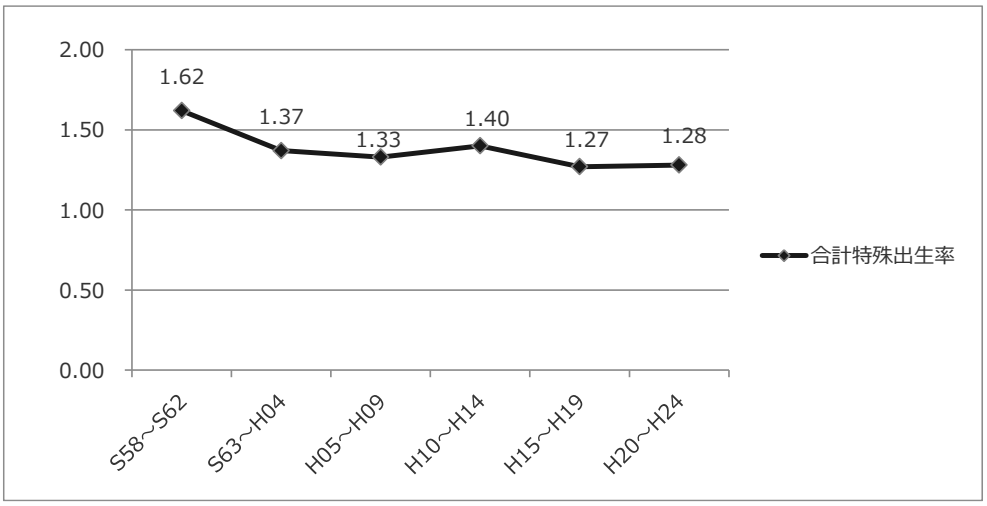

※美瑛町人口ビジョン

（6）婚姻数・離婚数の推移

平成 24 年度から平成 29 年度においては、婚姻数は 30～60 件台、離婚数は 10 件前後で推移しています。

◇婚姻数・離婚数の推移◇

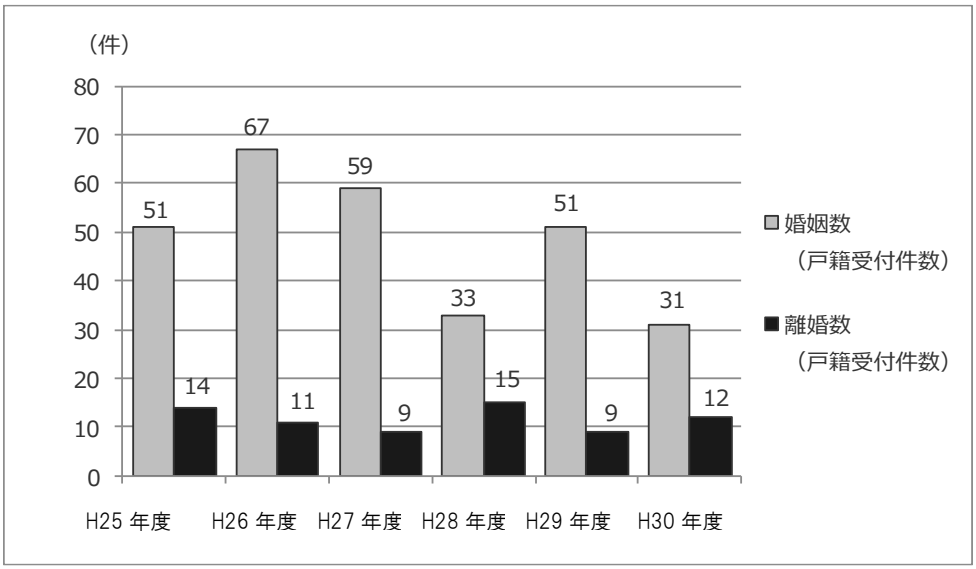

※住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（７）世帯構成の推移

町の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は増加と減少を繰り返しているのに対し、平均世帯人員数は一貫して減少傾向にあります。

◇世帯構成の推移◇

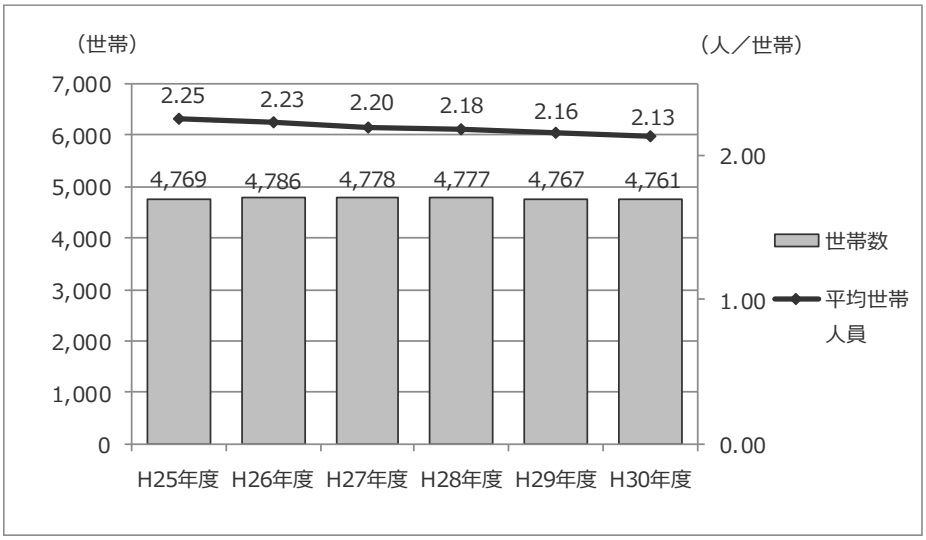

※住民基本台帳（各年３月 31 日）

世帯類型別の比率をみると、平成 17 年から平成 27 年にかけて単独世帯が増加傾向で推移している一方、夫婦のみの世帯、３世代世帯が減少傾向となっています。

◇世帯類型別比率の推移◇

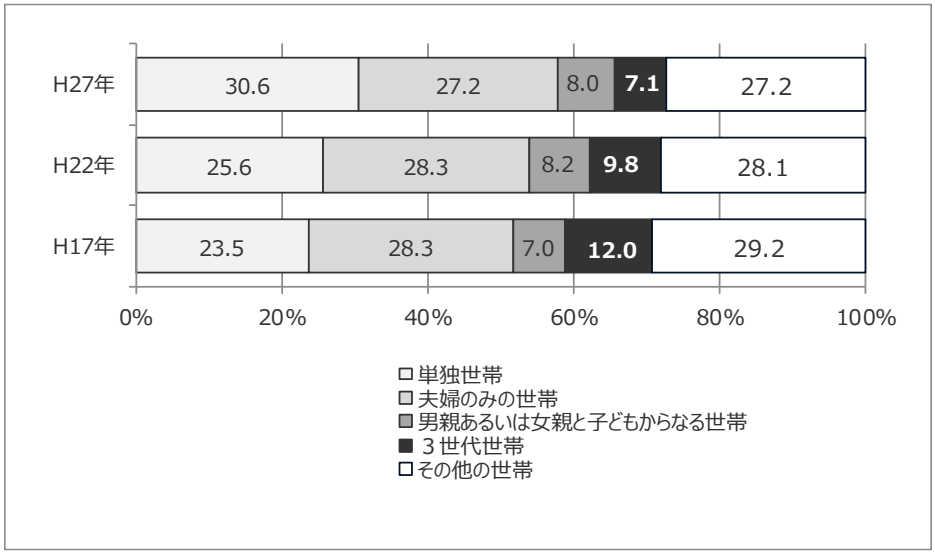

※国勢調査
四捨五入のため 100%にならない場合あり。

（８）生活保護人数の推移

本町における保護受給人数は、平成 25 年度以降、減少傾向で推移しています。

◇生活保護人数の推移◇

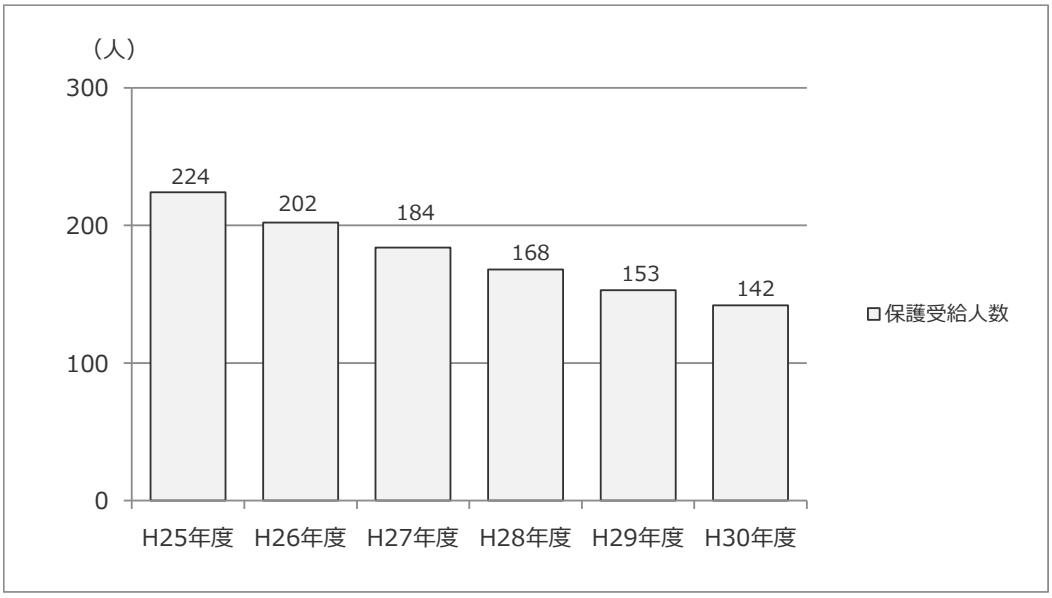

※社会係調べ

（９）女性の就業率の推移

女性の就業率をみると、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和していることがうかがえます。

◇女性の就業率の推移◇

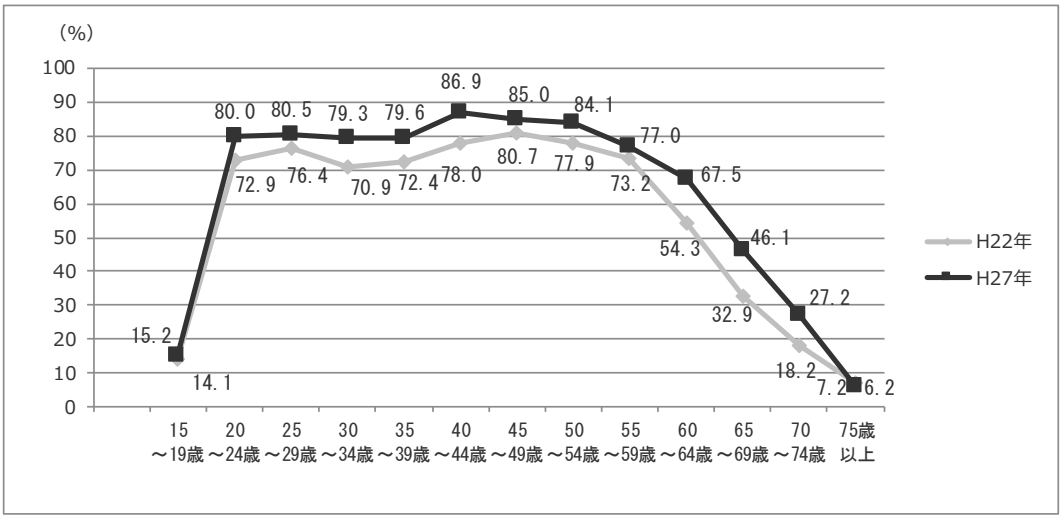

※国勢調査

２．子ども・子育てを取り巻く環境等

（１）保育園（所）の状況

町における公立保育園（所）は平成 30 年度において６園（うちへき地保育所５園）で、在籍園児数は 200 人程度を維持していますが、定員に対する入所率は、若干減少傾向にあります。平成 30 年度にへき地保育所１園が休園となりましたが、町内の保育園（所）の入所定員は在籍園児数を上回っており、待機児童は発生していません。

◇保育園の状況◇

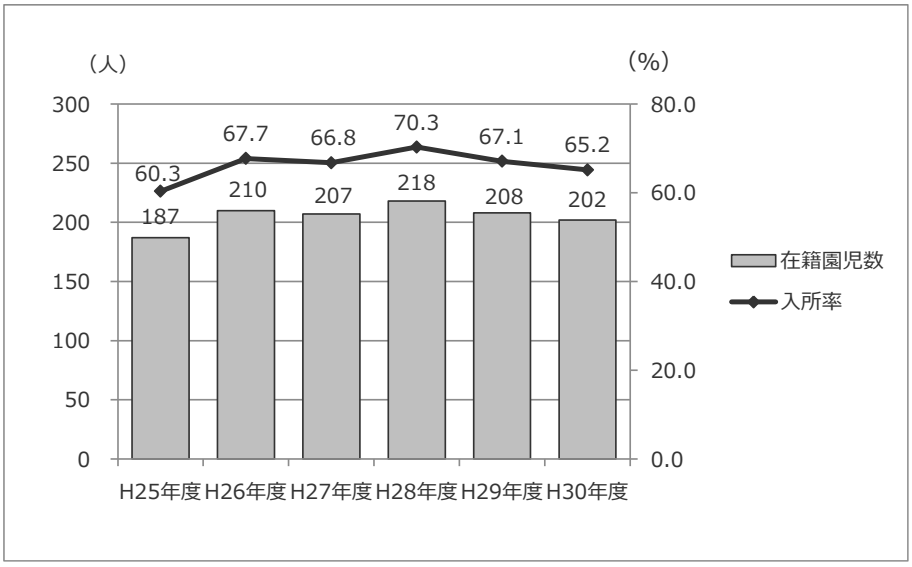

（人）

実績（年度末人数）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
どんぐり保育園	141	142	149	154	158
下宇莫別へき地保育所	17	13	17	14	10
美沢へき地保育所	13	12	11	8	12
朗根内へき地保育所	5	5	6	7	6
美田へき地保育所	9	8	7	12	9
ルベシベへき地保育所	8	8	8	10	7
美馬牛へき地保育所	9	8	5	5	0

※保育センター調べ

（２）幼稚園の状況

町における私立幼稚園数は１園となっており、在籍園児数は平成 28 年度まで増加傾向でしたが、平成 29 年度から減少に転じています。

◇幼稚園の状況◇

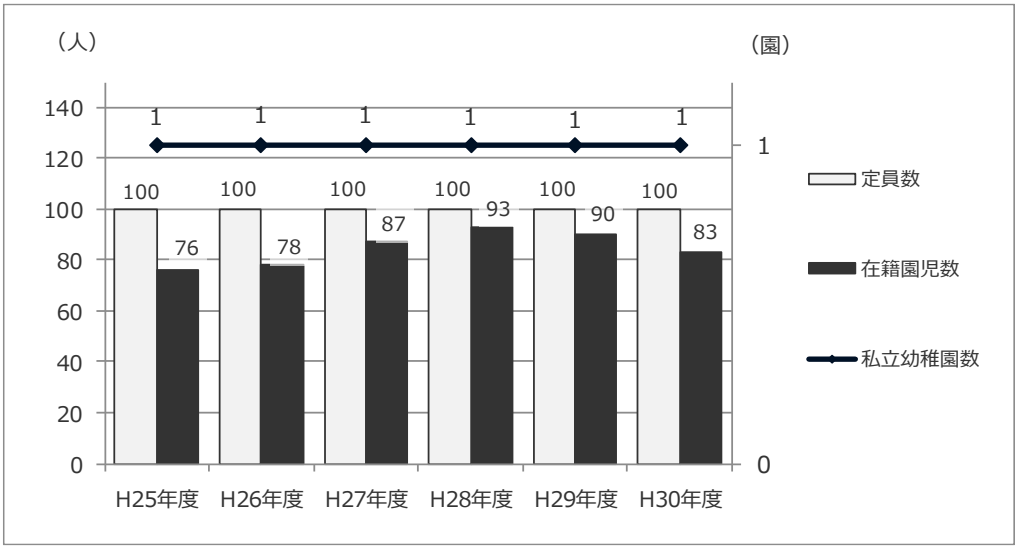

※社会係調べ

（３）なかよし児童館の状況

町においては児童館を１か所設置しており、在籍児童数は年々増加していましたが、平成 30 年度に減少に転じ、在籍児童数は 145 人となっています。

◇児童館の状況◇

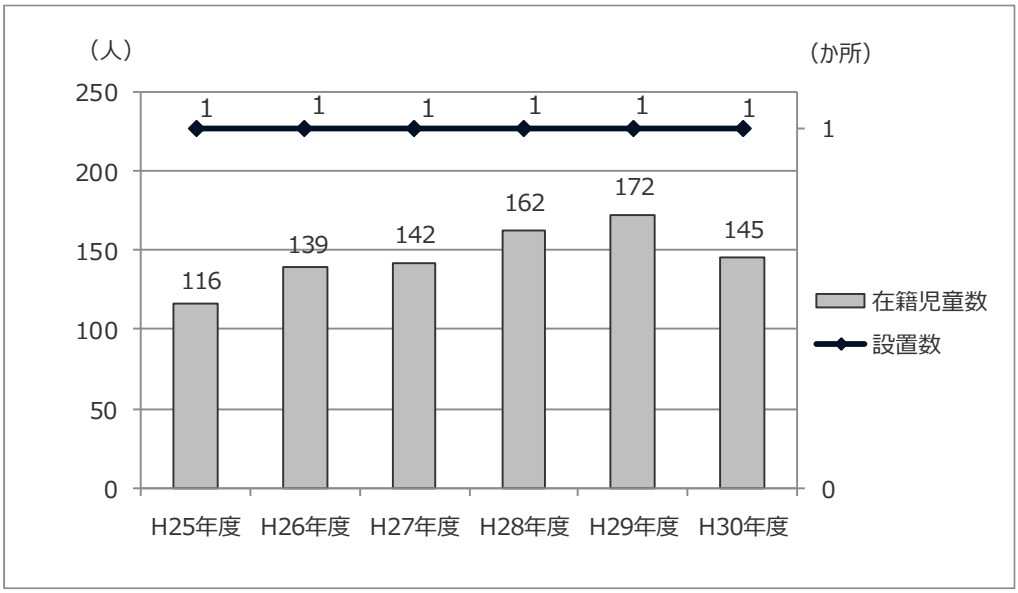

※社会係調べ

（４）学童保育の推移

学童保育は、なかよし児童館と美瑛東小の２施設で実施しており、２施設における利用実人数は、平成 25 年度以降において 170～200 人台で推移しています。

◇学童保育の推移◇

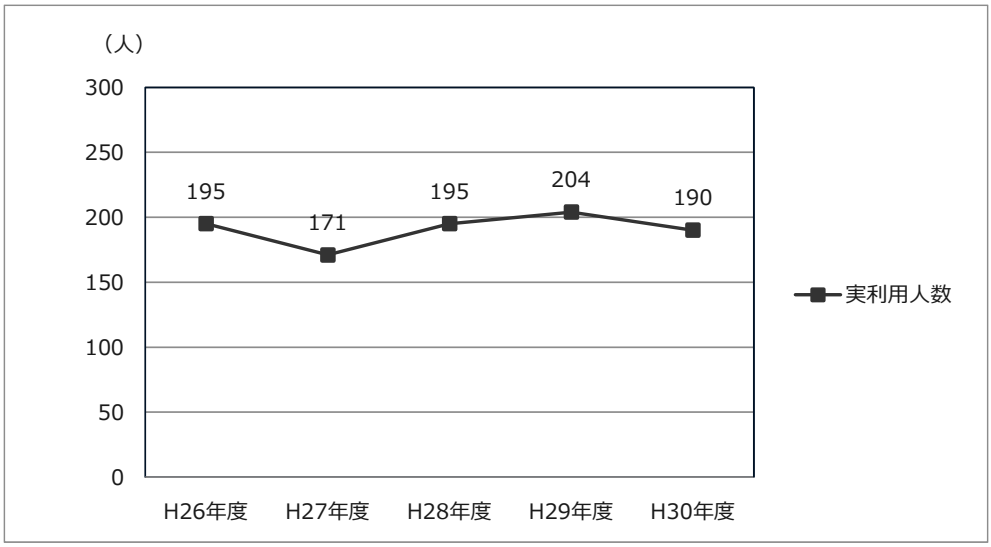

※社会係調べ

（５）支援が必要な児童数の推移

本町における支援が必要な児童数は、全体の児童数が減少する中、増加傾向で推移しています。

◇障がい福祉サービス利用児童数の推移◇

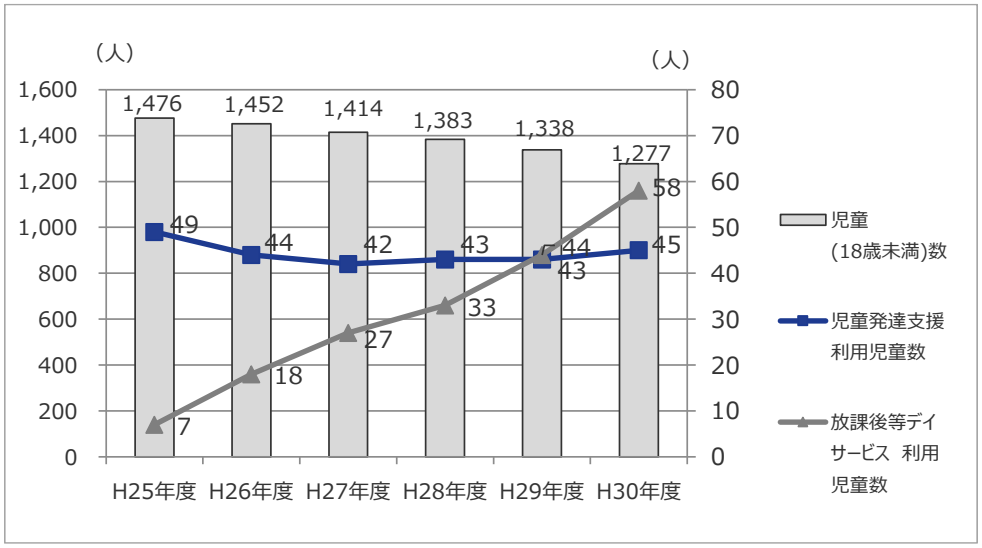

※福祉係調べ

３．ニーズ調査結果（抜粋）

ニーズ調査結果の概要は下記のとおりです。

※グラフ上、基数となるべき実数は、“ｎ＝〇〇〇”として掲載している。

（１）子どもの育ちをめぐる環境について

お子さんの子育てに日常的に関わっている事業所はどこですか。お子さんからみた関係でお答えください。【複数回答】

お子さんの子育てに日常的に関わっている事業所は、「保育所」が過半数を占めており、「幼稚園」、「子ども支援センター」との関わりがある人も２割前後いるものの、「保育所」が主となっています。

◇子育てに日常的に関わっている事業所◇

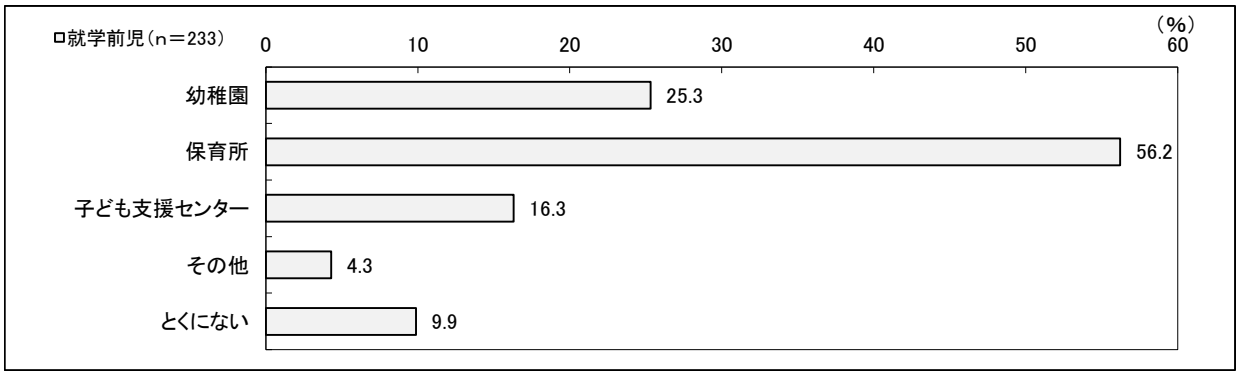

お子さんの子育てにもっとも影響すると思われる環境すべてに〇をつけてください。【複数回答】

お子さんの子育てにもっとも影響すると思われる環境は、「家庭」が大半を占めており、何よりも「家庭」の役割が重要であると認識されていることがうかがえます。

◇子育てにもっとも影響すると思われる環境◇

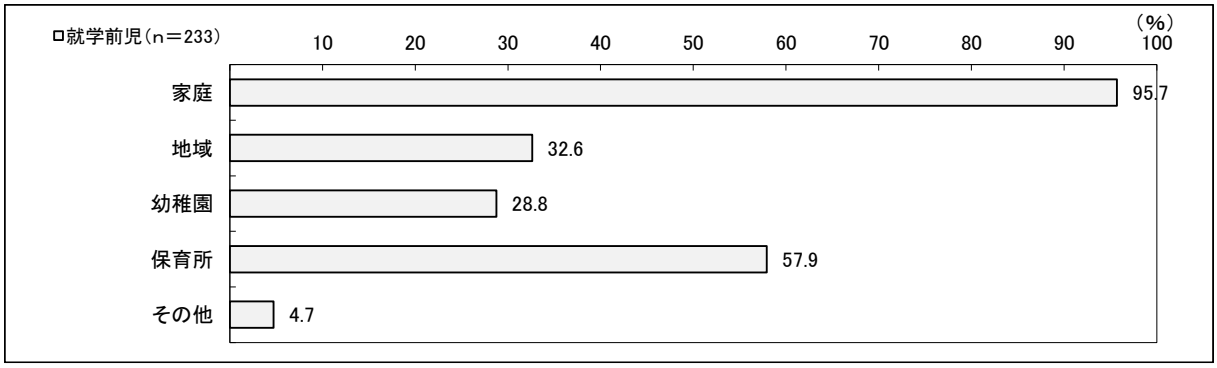

日頃、お子さんをみてもらえる親族、知人はいますか。【複数回答】

日頃お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、未就学児、小学生ともに、「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」と過半数が回答している一方で、「いずれもいない」が２割弱となっていることにも留意する必要があります。

◇日頃子どもをみてもらえる親族･知人の有無◇

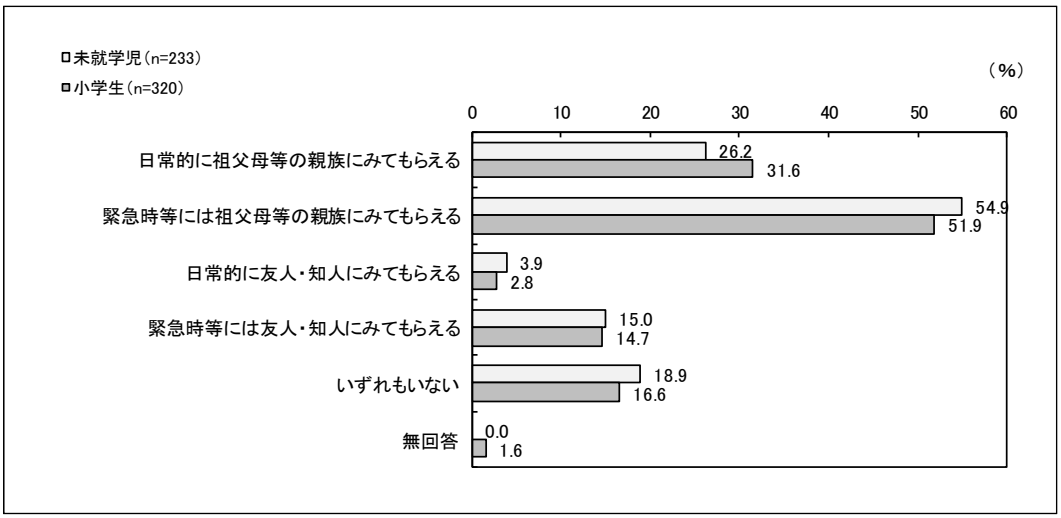

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる先（人・場所）はありますか。

「ある」が大半を占める一方､「ない」という回答もわずかながら存在しています。

◇子育てをする上で、気軽に相談できる先の有無◇

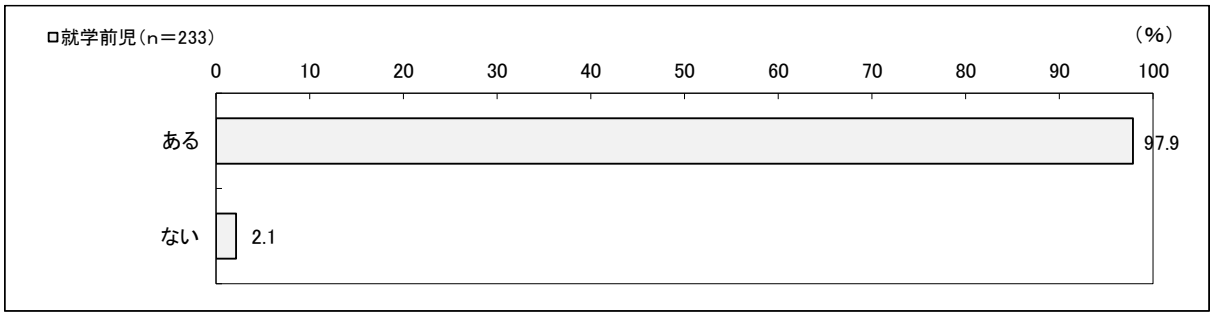

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。【複数回答】

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる相手については、「配偶者」、「友人や知人」、「祖父母等の親族」が上位回答となっています。

◇子育てをする上で、気軽に相談できる相手◇

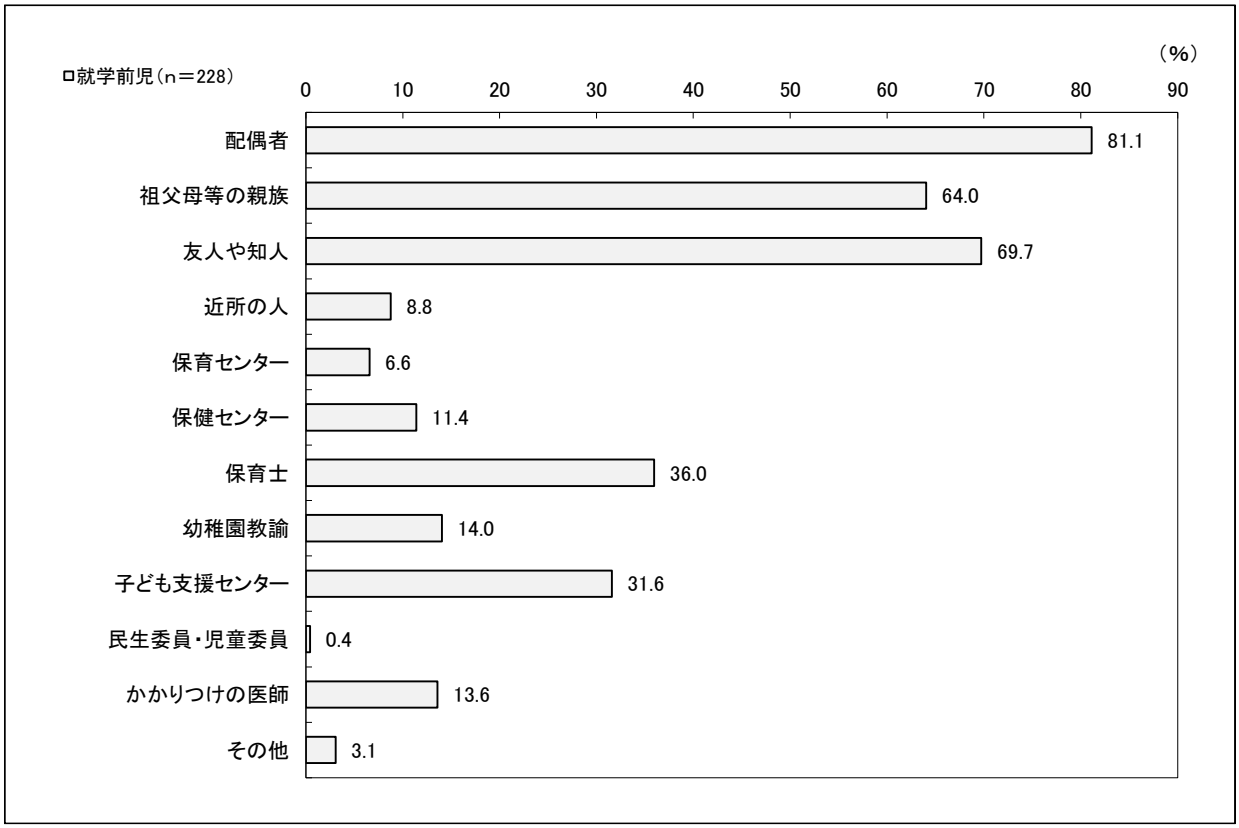

（２）母親の就労状況について

宛名のお子さんの母親の現在の就労状況についてお答えください。

就労していない方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。

母親の現在の就労状況については、子どもの成長に伴い、就労率が上昇するという傾向がうかがえます。

また、現在就労していないが、すぐにでも、もしくは１年以内に就労意向のある潜在的な母親の就労意向は、未就学児の保護者で23.1％、小学生の保護者で25.7％となっています。

◇母親の就労状況◇

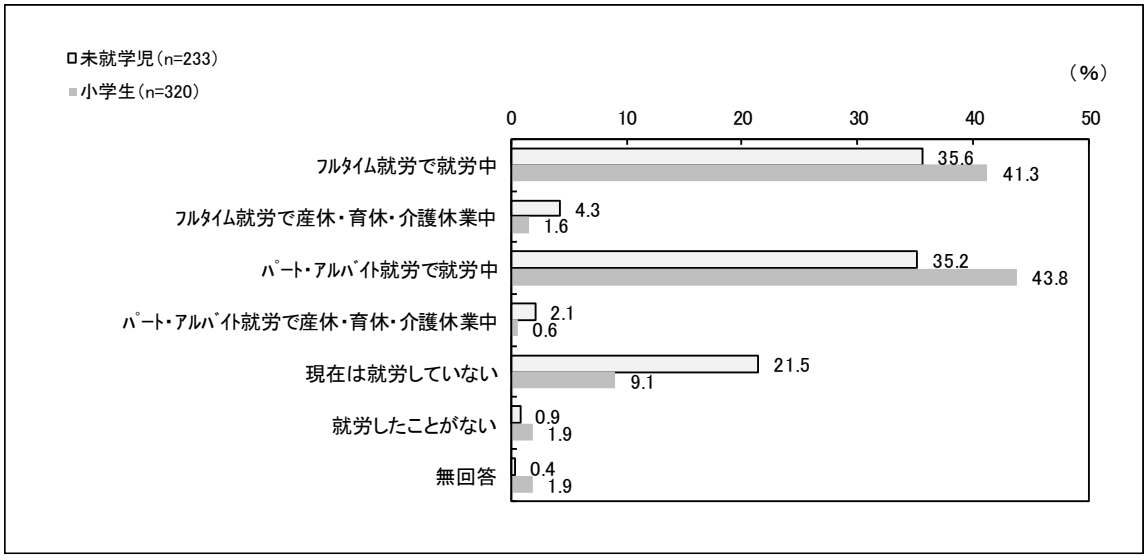

◇母親の就労意向◇

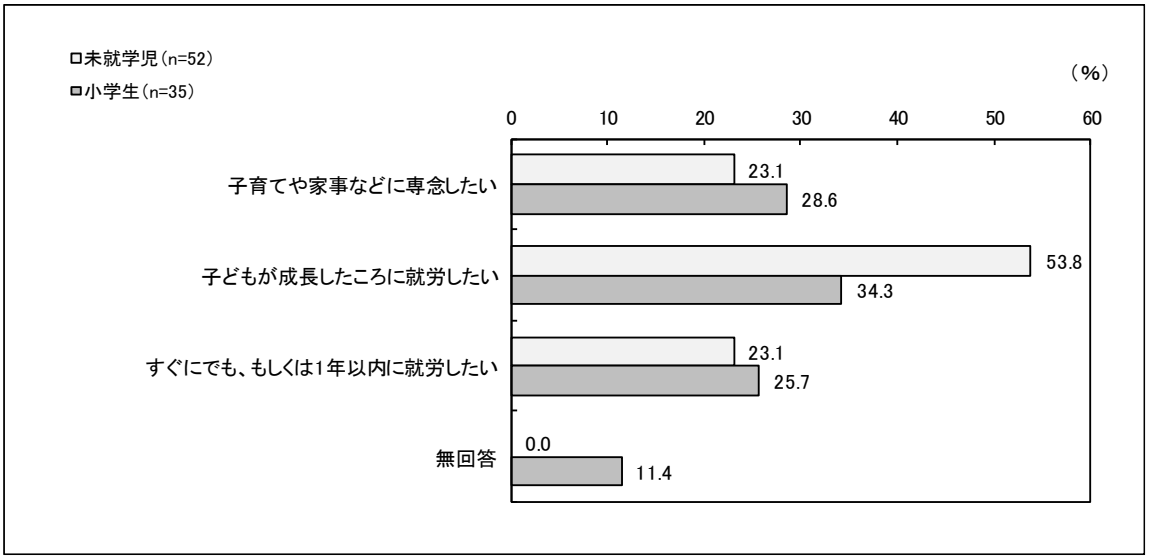

（３）家庭類型

母親・父親の就労状況や今後の就労意向等から、現在の家庭類型、潜在的な家庭類型を算出すると、「専業主婦（夫）」は減少し、「フルタイム×フルタイムの家庭」が増加することが見込まれます。

◇家庭類型◇

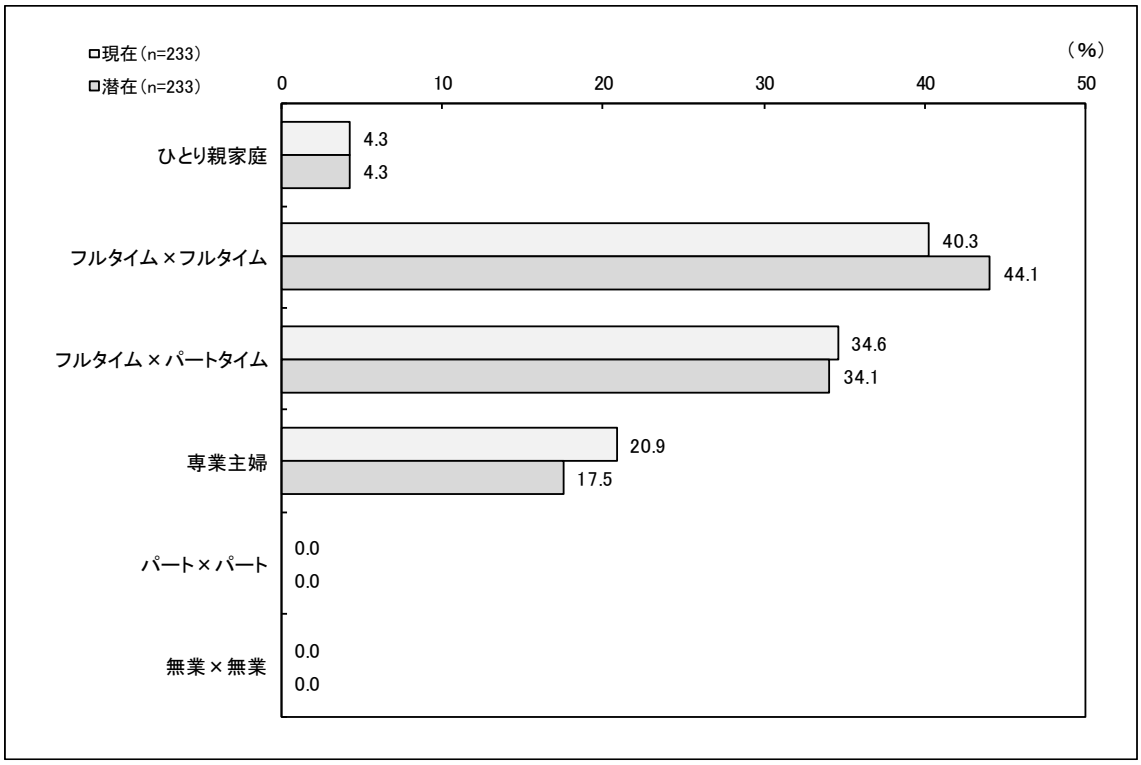

（４）保育所・幼稚園等の利用状況・利用意向

宛名のお子さんは、平日どのような事業所を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。【複数回答】

平日に定期的に利用している施設やサービスについては、「どんぐり保育園」が多数を占め、次いで、「幼稚園」が続きます。利用意向も上位にあげられる内容については同様の傾向ですが、「幼稚園」、「幼稚園の一時預かり」の割合が、現在利用しているサービスの割合を大きく上回っており、また、「認定こども園」の利用意向が高くなっていることから、これらの利用意向を踏まえた環境づくりが必要です。

◇保育園・幼稚園等の利用（現在・今後の利用）◇

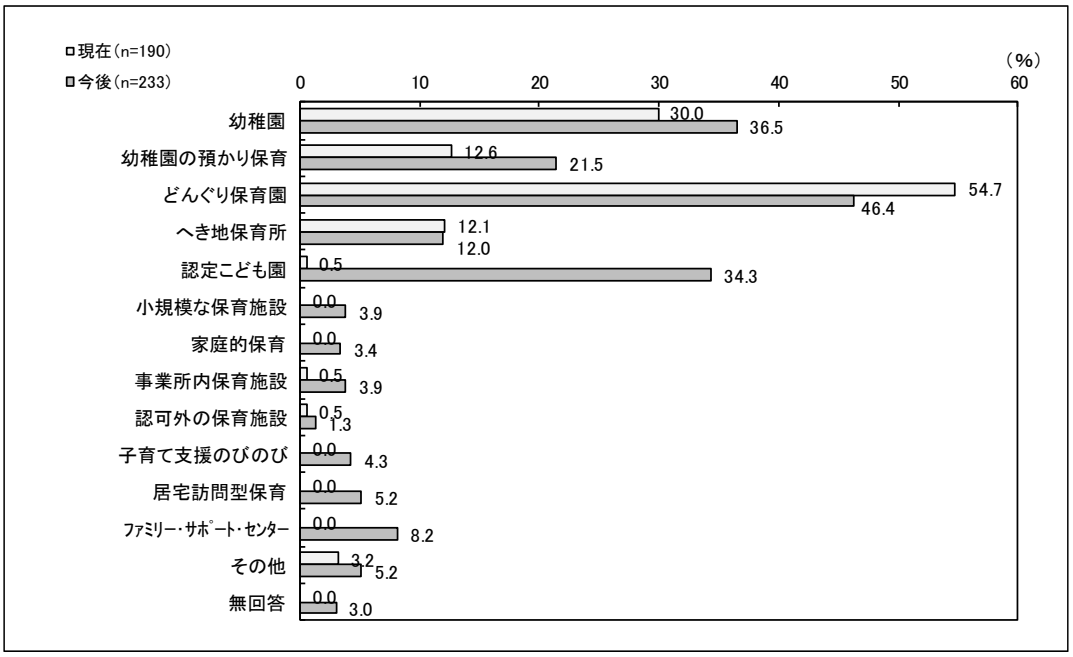

（５）放課後の過ごし方

宛名のお子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。【複数回答】

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年のうちは「学童保育」や「自宅」、高学年のうちは「習い事」や「自宅」が上位にあげられています。

なお、「学童保育」の利用については、低学年で５割を超えるものの、高学年では３割強にとどまります。

◇放課後の過ごし方（低学年・高学年時の利用）◇

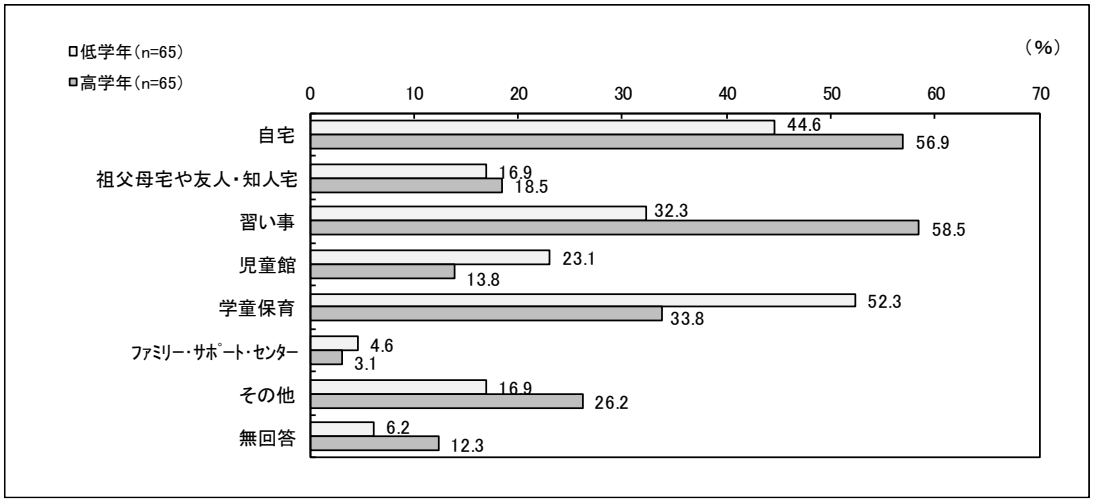

◇放課後の過ごし方／過ごさせたい場所別日数（低学年・高学年時の利用）◇

（%）

放課後の過ごし方	上段;低学年 下段;高学年	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	週6日 以上	無回答
自宅	n＝29	17.2	24.1	6.9	6.9	20.7	6.9	17.2
	n＝37	10.8	18.9	18.9	8.1	21.6	2.7	18.9
祖父母宅や友人・知人宅	n＝11	54.5	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2
	n＝12	8.3	58.3	0.0	8.3	0.0	0.0	25.0
習い事	n＝21	42.9	33.3	14.3	4.8	0.0	0.0	4.8
	n＝38	39.5	26.3	7.9	0.0	5.3	0.0	21.1
児童館	n＝15	13.3	6.7	13.3	20.0	26.7	0.0	20.0
	n＝9	11.1	33.3	11.1	11.1	0.0	0.0	33.3
学童保育	n＝34	5.9	14.7	20.6	14.7	35.3	8.8	0.0
	n＝22	13.6	9.1	36.4	18.2	13.6	4.5	4.5
ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ	n＝3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7
	n＝2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
その他	n＝11	18.2	54.5	9.1	0.0	0.0	0.0	18.2
	n＝17	29.4	35.3	11.8	0.0	0.0	0.0	23.5

※ｎ数が少ないため、あくまでも参考値。

学童保育について、いつまでの利用を希望しますか。

学童保育を利用している、又は利用を希望している方の今後の利用希望については、１～３年生のうちは利用したい」が４割、「４～６年生まで利用したい」が５割台半ばとなっており、これらの利用意向を踏まえた環境づくりが必要です。

◇学童保育の利用希望について◇

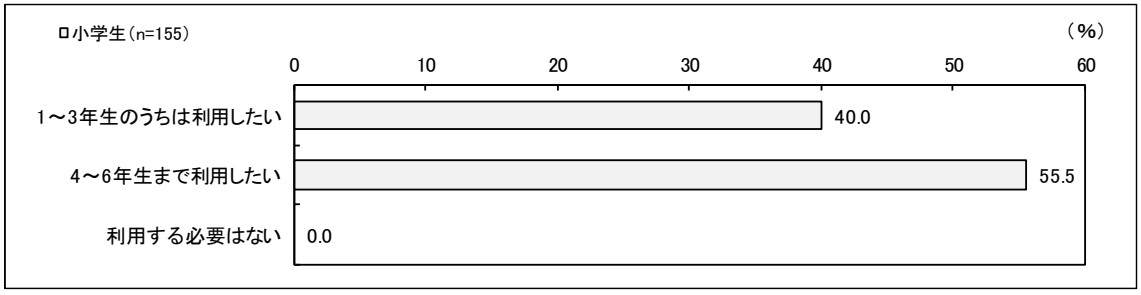

（６）子育て支援の満足度について

美瑛町における子育ての環境や支援への「満足度」について当てはまる番号１つに○をつけてください。

美瑛町における子育ての環境や支援への「満足度」については、未就学児、小学生ともに「満足度３」がもっとも多く、相対的に“満足”が多数を占めています。

◇子育て支援の満足度について◇

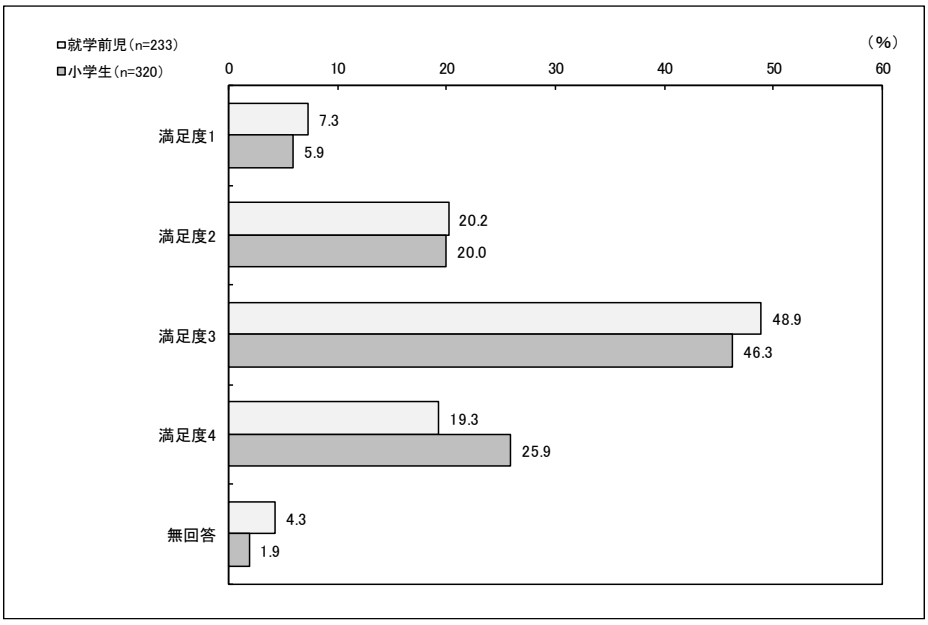

※満足度１（満足度低）⟺ 満足度４（満足度高）

居住歴別でみると、町外での居住歴がある場合のほうが、満足度が高いことがうかがえます。

◇子育て支援の満足度について（居住歴別）◇

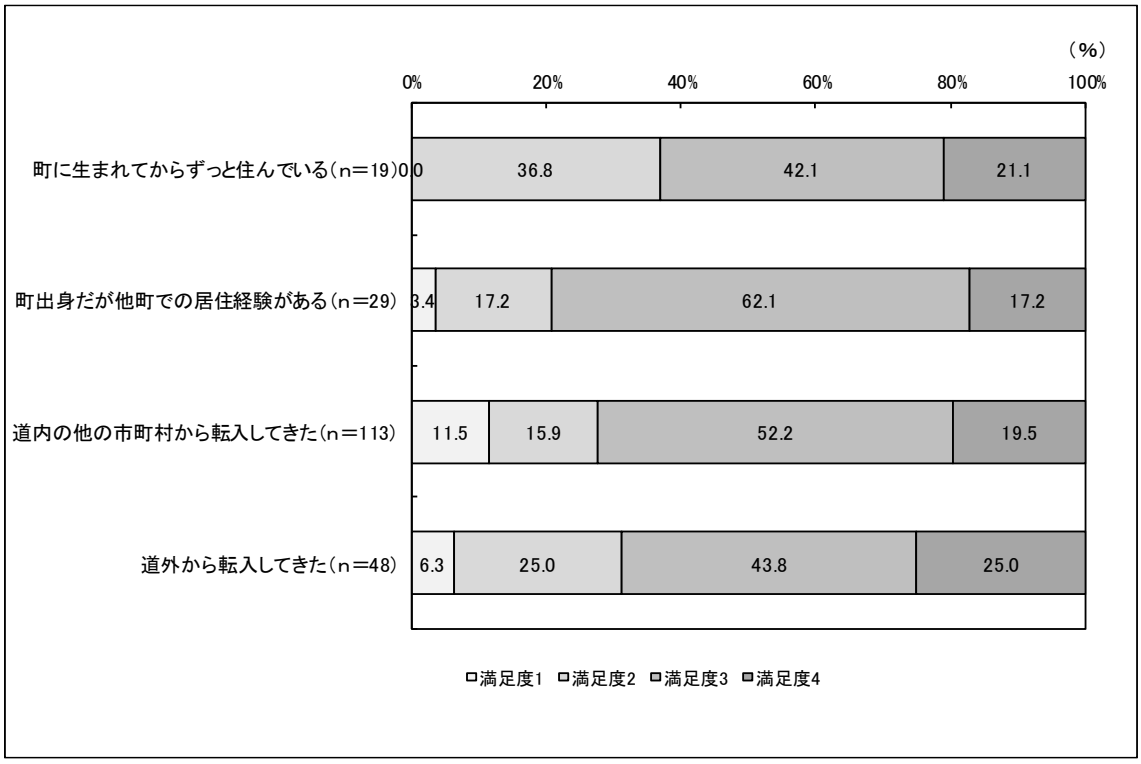

※満足度１（満足度低）⟺ 満足度４（満足度高）

（7）町の子育て支援について期待すること

本町の子育て支援について特に期待することは何ですか。【複数回答】

未就学児、小学生ともに「医療体制の充実」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が上位にあげられており、子育てをする上で、安全・安心な環境への期待が大きいことがうかがえます。

◇町の子育て支援について期待すること◇

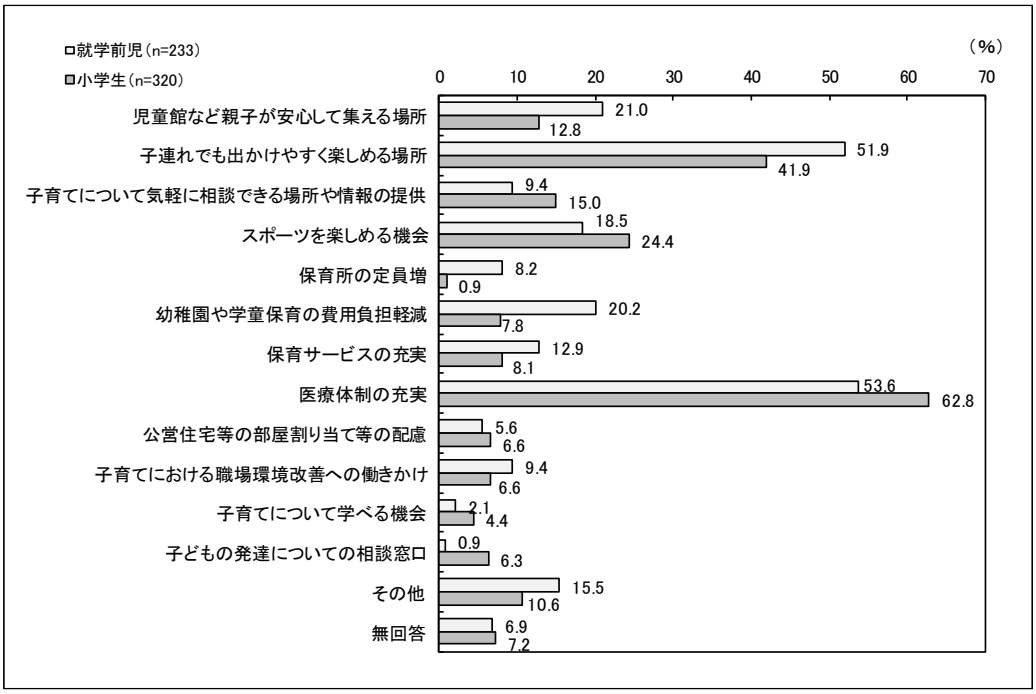

４．美瑛町子ども・子育て支援事業計画の評価

第１期の「美瑛町子ども・子育て支援事業計画」では、国が定める必須事業及び任意事業を掲げました。評価は下記のとおりです。

（１）教育・保育事業

どんぐり保育園は、ここ数年定員超過でありながらも保育士を確保し待機児童を出さずに保育を行ってきています。

へき地保育所は、申込児童数の減少により、当初の８か所から、平成 30 年度には５か所の開所となっています。

幼稚園は、第１期計画期間におけるニーズ量の見込より実際の利用数は多い状況でしたが、利用定員を上回っていません。

したがって、保育・教育事業の量の見込みと確保の内容について、保育・教育ともに利用実績を上回る確保ができており、必要量を十分に確保できている状況です。

ただし、教育・保育施設については、待機児童は出ていないものの、幼少の保育ニーズが高まり飽和状態です。

また、へき地保育所については、地域児童はいるものの、保護者の就労時間によりへき地保育所へ入所する児童が減少していると推測されることから、保育時間を延長するなどの検討が必要です。

さらに、私立幼稚園が令和元年 11 月から幼保連携型認定こども園へ移行したことから、無償化の影響も含め、教育・保育ニーズの変化も踏まえたニーズを把握し、対応していく必要があります。

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容については、13 事業を記載し、その実践を図ってきましたが、そのうち６事業については、該当施設がない等の理由により実施していません。

評価の概要は以下のとおりです。（５段階で評価）。

◇評価結果◇

事業名	概要	現行計画の評価・現在抱えている課題.	評価
１　利用者支援事業	子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	特設相談窓口は設置していないが、各関係部署において対応し、状況に応じて連携しながら対応している。	Ａ
２　地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	利用人数の比率は、０～１歳児が９割以上である。２歳児になると就園する子どもが多い。 親の相談内容の深刻化。	Ａ
３　一時預かり事業	①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 　幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の終了後に、引き続き預かる事業。 ②保育園における在園児以外を対象とした一時預かり 　保育施設等を利用していない家庭で一時的に保育が困難な場合に保育園で預かる事業。	保護者のニーズに合わせ預かりを実施することができた。	Ａ
４　乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業。	新生児訪問と合わせた事業のため対象家族には８～９割に実施できている。里帰り先（実家）への訪問や長期里帰り中の場合は養育環境を把握しきれないことがあり、電話や来所相談の中で養育環境の把握に努めている。 新生児期までは産婦人科でのフォローも充実しているが、初めての乳児教室（2～3 か月教室）まで間が空いてしまうため、個々に応じた支援を実施している。 母が町外出身者という家庭が半数以上を占めており、具体的な育児・家事援助へのニーズが多い。	Ａ

事業名	概要	現行計画の評価・現在抱えている課題.	評価
５ 養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行う事業。	出生数は減少しているものの、早産・低出生体重児や多胎出産により子どもの発達支援が必要な事例に加え、養育者自身に支援が必要な事例が多くなってきている。 うつ病や産後うつ状態などによる養育者のメンタルヘルスへの相談支援については、医療機関や子ども支援センターと情報共有・連携を図りながら切れ目のない支援を実施している。身近に育児の協力者がいない中、退院後の心身のケアや育児のサポート、具体的な育児・家事援助へのニーズも高まってきている。	Ａ
６ ファミリー・サポート・センター事業	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	本町には該当施設がないため実施していない。	Ｅ
７ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業。	本町には該当施設がないため実施していない。	Ｅ
８ 延長保育事業	認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業。	本町では実施していない。	Ｅ
９ 病児保育事業	保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業。	本町には該当施設がないため実施していない。	Ｅ

事業名	概要	現行計画の評価・現在抱えている課題.	評価
10 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業。	◇美瑛東小学校校区；美瑛東小学校にて実施 ◇美瑛小学校校区；なかよし児童館 　登録人数はここ数年およそ 120 人前後で推移。利用者は年間延およそ 13,000 人で推移している。	A
11 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	妊婦健診にかかる費用助成だけではなく、健診結果に基づいた個別支援を実施している。妊娠中期に実施する妊婦相談（栄養士・保健師）はほぼ全員に実施できており、母子の健康の保持増進につながっていると考える。また、不妊治療費助成開始により、安心して妊娠・出産できる環境整備を図った。	A
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	本町では実施していない。	E
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	本町では実施していない。	E

【評価基準】

A	計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。（ほぼ 100%実施した）
B	計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあった。（75%程度実施した）
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。（半分程度実施した）
D	計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。（施策・事業に着手し、動き始めることはできた）
E	現在、ほとんど手をつけていない。（施策・事業に着手することができなかった）

第３章　美瑛町における子育て支援の取組み

一人ひとりの子どもが健やかに成長し、保護者が子育てを通して喜びや幸せを実感できる環境づくりを進めるためには、気軽に相談でき、家庭と地域が一体となって支え合える環境を整えるとともに、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制の充実が必要です。

本町では、家庭とともに地域住民、教育・保育関係者、企業・団体、行政等が連携し、安心して子どもを生み育てられる環境の実現に向け、第 5 次まちづくり総合計画の基本施策のもと、引き続き様々な子育て支援施策を展開していきます。

≪基本施策≫

１　幼児教育・保育の充実

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりに努めます。

・幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育ニーズの多様化に対応しながら、質の高い特色ある幼児教育・保育の総合的な提供及び環境の充実に努めます。

・一時預かり事業（一般型）

町内在住で保育施設等を利用していない家庭において、1 歳から就学前までの子どもの保護者が一時的に家庭で保育することができない場合に、どんぐり保育園で子どもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

・一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の子育てを支援するため、幼保連携型認定こども園びえい青葉幼稚園において、希望のあった 3 歳から就学前までの在園児を幼稚園の教育時間の終了後に引き続き預かります。

・一時預かり利用者負担額助成事業

NPO 法人が実施する一時預かり事業について、0 歳から就学前の利用者に対し利用助成制度を実施します。

・小学校との円滑な連携

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に行うとともに、小学校就学に向けて、幼児教育・保育事業者、小学校、関係機関と緊密に連携しながら適切な就学環境を整えます。

２　総合的な子育て相談体制の構築

子育てに不安を抱えている保護者への相談体制の充実や安心して子育てができる環境づくり、気軽に利用できる遊びの場の提供など総合的な子育て支援を行います。

・妊婦相談

母体の健康維持と胎児の健やかな発育促進を目的に、妊娠中期（20 週前後）に個別の保健・栄養相談を行い、母子及び家族の生活習慣の基礎づくりの支援と、安心して妊娠、出産ができるよう支援します。

・育児相談会

療育・育児の専門相談員が、子どもの発達や育児、家族関係の悩みや不安など、保護者自身の思いや考えを個別相談により傾聴し、カウンセリングを行い、精神的に安定した状態で育児ができるよう支援します。

・子育て支援

おもちゃライブラリーや親子あそびの広場など親子でゆったりと遊べる場所と育児仲間との出会いの場を提供し、すべての親子が安心して子育てができるよう支援していきます。また、育児講座や育児相談など育児力の向上や育児不安の軽減に努めます。

・ことばの教室・そだちの教室

小学校において通常学級に在籍している配慮の必要な児童に対し、通級によるきめ細やかな指導を行い、学力の向上を図ります。

・すだちの教室

中学校において通常学級に在籍している配慮の必要な生徒に対し、通級によるきめ細やかな指導を行い、学力の向上を図ります。

３　子育て世帯への経済的負担の軽減

乳幼児等の医療費助成の継続、幼稚園や保育所の利用者負担軽減、学童保育の無料化の継続など子育て世帯の経済的負担軽減に努めます。

・不妊治療助成事業

一般、特定不妊治療費用の一部を助成します。

・風疹予防接種費用助成事業

妊娠を希望する 19 歳～50 歳未満の女性と妊娠している女性のパートナーを対象に、接種費用の一部を助成します。

・妊婦健診費・交通費助成事業
　妊婦一般健診 14 回、エコー検査 5 回分を助成し、妊産婦健診及び出産時にかかる交通費を助成します。

・乳幼児医療全額助成事業
　出生から高校生までの入院、通院にかかる医療費を全額助成します。

・インフルエンザ予防接種助成事業
　生後 6 か月から 18 歳までの子どもと妊婦を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成します。

・産後母子ケア費用助成事業
　出産直後から概ね 1 年未満の産婦に対する健診・相談・ケアに係る費用と、新生児期に子どもに実施する健診、検査についての費用を助成します。

・保育園・認定こども園の利用者負担半額助成
　0 歳から 2 歳までの保育園・認定こども園の利用者負担ついて半額助成を行います。

・保育園・認定こども園に通う子どもの副食費助成事業
　国の幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者にかかる副食費の実費徴収について、2,300 円を上限とし国基準の半額助成を行います。

・学校給食費の無償化
　小・中学校における給食費を無償化し、保護者の教育的費用の軽減を図ります。

・学童保育の無料化
　なかよし児童館、美瑛東小学校における学童保育を無料とし、保護者の負担軽減を図っています。

・子どもの貧困対策
　子育て世帯の経済的負担軽減を図る取組みを進めるとともに、子どもの居場所づくりや貧困を含む様々な困難を抱える子どもの早期発見、早期対応を図ります。

・ひとり親家庭等医療費助成事業
　18 歳から 20 歳未満の学生又は親に扶養されていることを条件とし、子どもは入院、入院外とも、母親又は父親は入院のみ、医療費の一部を助成します。

４　一貫した子育てサポートの実施

妊婦健診や不妊治療に係る女性をはじめ、母子健康相談、健診、育児教室などの保健サービスと子育て支援サービスや発達支援などを通して、妊娠から出産、育児に至るまで、一貫したサポートを行い、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

・母子手帳・子育て支援アプリ『びえるんこ♪』の紹介・子育て情報発信

妊娠から出産、育児までをサポートするアプリを紹介し、子育て支援の充実を図ります。

・すくすくサポート事業

将来を担う子ども達の成長を願い、出生時、小学校入学時、中学校入学時にお祝い品を贈呈します。

・子どもノートの配布

段階に応じた適切な栄養・発達・生活リズム等の教材冊子として新生児訪問時配布します。

・子育てファイル（すとりーむ）の配布・活用

妊娠・出産から、高校までの成長を記録できる子育てファイル（すとりーむ）を配布します。

・ブックスタート

親子のふれあう時間を持つきっかけづくりと絵本を開く楽しい体験で子どもの健やかな成長を応援する活動として、６か月児の親子に絵本を贈呈するとともに、絵本の読み聞かせを実施します。

・学習のサポート

子ども一人ひとりにきめ細やかな支援を行うため、小・中学校に教育指導助手、特別支援教育専門員を配置します。

・スクールカウンセラーの配置

悩みを抱える子どもや子育てに不安を抱える保護者に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うことにより、専門的な助言と心のケアを行います。

・上川中部圏域緊急サポートネットワーク事業（こども緊急さぽねっと事業）

子どもを預かってほしい「利用会員」と預かる「スタッフ会員」の橋渡しを行い、病児病後児や宿泊時に子どもを預かる事業を広域で実施しています。利用者負担軽減

を図るため、利用助成制度を実施します。

・ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活を安定させるため、家庭生活支援員を派遣し日常生活を支援します。

５　児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との情報共有と連携強化、子どもの見守りや保護者への支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

・要保護児童対策地域協議会代表者会議

虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な保護と支援を進めるため代表者会議を開催し、児童相談所、警察、消防等関係機関と連携しながら虐待等の防止や被害者の支援を行います。

・要保護児童対策地域協議会実務者会議

構成機関の実務者により構成し、要支援（保護）児童の状況を把握し、進行管理（支援強化・継続・終結等）を行います。

・要保護児童対策地域協議会ケース会議

各構成機関の担当者により構成し、個別ケースに迅速に対応するため、情報の共有、適切な保護や支援の協議を行います。

６　障がい児や発達が緩やかな子どもと保護者への支援

障がい児や発達が緩やかな子どもと保護者に対する支援、相談を強化するとともに、それに向けた研修など指導員の資質の向上及び指導体制の充実を図ります。

・児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要となる支援を行います。

・放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

令和２年度実施の美瑛町独自の子育て支援に関する取組事業は、以下のとおりです。

ライフステージ	子育て支援事業内容
妊娠前	◇不妊治療費助成事業 ◇風疹予防接種費用助成事業
妊娠期	◇妊婦健診費用助成事業 ◇妊産婦健診・出産交通費助成事業 ◇インフルエンザ予防接種費用助成事業 ◇母子手帳・子育て支援アプリ『びえるんこ♪』の紹介・子育て情報配信
新生児・乳児期 （０歳～１歳）	◇すくすくサポート事業（新生児にお祝い品を贈呈） ◇子どもノートの配布・活用 ◇ブックスタート（６か月児の親子に絵本を贈呈） ◇産後母子ケア費用助成事業 ◇NPO 法人の一時預かり利用者負担軽減事業（０歳から就学前） ◇医療費全額助成事業 ◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業 ◇子育てファイル（すとりーむ）の配布・活用 ◇こども緊急さぽねっと利用助成事業
幼児期 （１歳～６歳）	◇一時預かり事業（一般型　１歳～就学前/在園児以外） ◇一時預かり事業（幼稚園型　３歳～就学前/在園児のみ） ◇NPO 法人の一時預かり利用者負担軽減事業（０歳から就学前） ◇医療費全額助成事業 ◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業 ◇保育園･認定こども園の利用者負担額半額助成（０歳～２歳までの課税世帯） ◇保育園・認定こども園に通う子どもの副食費助成事業 ◇こども緊急さぽねっと利用助成事業
小学生	◇すくすくサポート事業（入学祝い品/児童学用品セットを贈呈） ◇給食費の無償化 ◇学童保育の無料化 ◇学習のサポート（各校へ教育指導助手・特別支援教育専門員を配置） ◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業 ◇医療費全額助成事業 ◇ことばの教室、そだちの教室の設置、スクールカウンセラーの配置 ◇こども緊急さぽねっと利用助成事業
中学生	◇すくすくサポート事業（入学祝い品/指定制服、ジャージを贈呈） ◇給食費の無償化 ◇学習のサポート（各校へ教育指導助手・特別支援教育専門員を配置） ◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業 ◇医療費全額助成事業 ◇すだちの教室の設置、スクールカウンセラーの配置
高校生	◇美瑛高等学校支援事業（入学準備金、交通費、見学旅行等） ◇インフルエンザ予防接種費用助成事業 ◇医療費全額助成事業 ◇高校生就学支援事業（入学時の就学支援金）

第４章　子ども・子育て支援サービス

１．子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者などに提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費、「子育てのための施設等利用給付」は「子どものための教育・保育給付」の対象外である認可外保育施設等、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業がそれぞれ対象となっています。

◇子ども・子育て支援サービスの全体像◇

<table>
<tr><td>【子どものための教育・保育給付／施設型給付】
保育所
認定こども園
幼稚園</td><td rowspan="3">【地域子ども・子育て支援事業】
（1）　利用者支援事業
（2）　地域子育て支援拠点事業
（3）　一時預かり事業
（4）　乳児家庭全戸訪問事業
（5）　養育支援訪問事業
（6）　ファミリー・サポート・センター事業
（7）　子育て短期支援事業
（8）　延長保育事業
（9）　病児保育事業
（10）　放課後児童クラブ
（11）　妊婦健康診査事業
（12）　実費徴収に係る補足給付事業
（13）　多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td></tr>
<tr><td>【子育てのための施設等利用給付】
認可外保育施設
一時預かり事業（幼稚園型を除く）</td></tr>
<tr><td>【現金給付】
児童手当</td></tr>
</table>

２．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

（１）教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。

②地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができること。

（２）教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント１ 事業量の調整単位として適切か	ポイント２ 事業の利用実態を反映しているか
◇児童数や面積の規模 ◇区域ごとに事業量の見込みが可能か ◇区域ごとに確保策を打ち出せるか	◇保護者の移動状況を踏まえているか ◇区域内で事業のあっせんが可能か ◇現在の事業の考え方と合っているか

（３）本町の教育・保育提供区域について

第１期の計画と同様に、町内全域を１つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

（４）提供区域設定の主な理由

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需給調整の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、本町では、子どもの教育・保育及び地域子育て支援事業に関しては、どんぐり保育園、へき地保育所、認定こども園及び子ども支援センターで、サービスを提供しています。したがって、引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

３．保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく３つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上の小学校就学前の子ども（2 号認定を除く）
２号認定 （3 歳以上保育認定）	満３歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
３号認定 （3 歳未満保育認定）	満３歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		１号認定	２号認定	３号認定
施設型	幼保連携型認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付（施設型・地域型）による利用

４．幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を１つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

（１）特定保育施設[1]（認可保育所・認定こども園）

認可保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、０歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。本町では、青葉幼稚園が令和元年 11 月から幼保連携型認定こども園として開設しました。

【量の見込み】　（年・実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	263	260	256	259	257
2 号認定（3～5歳）	162	160	157	161	160
3 号認定（0歳）	21	21	21	21	20
3 号認定（1～2歳）	80	79	78	77	77
②確保の内容	172	172	172	172	172

（１）―２　特例地域型保育施設[2]（へき地保育所）

交通条件などに恵まれない地域において保育を必要とする地域児童の福祉増進を図ることを目的にしています。地域外からの入所希望がある場合には、当該地域児童の入所状況及び入所を希望する児童の家庭状況により可否を判断します。

（年・定数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
②確保の内容	180	150	150	150	150

[1] 特定保育施設：町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「保育施設」をいう。（子ども・子育て支援法第 27 条）

[2] 特例地域型保育施設：市街地中心部より遠隔地の農村地帯に設置されており、特定教育・保育の確保ができない地域の施設。（子ども・子育て支援法第 30 条第１項第４号）

【確保提供数】（１）及び（１）―２　合計　（年・実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	263	260	256	259	257
②確保の内容	352	322	322	322	322
②－①	89	62	66	63	65

【確保の方策】

ニーズ量の見込みを確保提供数が上回っています。

（２）特定教育施設[3]（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、３歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です.

私立幼稚園（青葉幼稚園）が平成 28 年４月から特定教育施設となり、令和元年 11 月から幼保連携型認定こども園として開設しました。

【量の見込み】　（年・実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	64	63	64	64	64
②確保の内容	71	71	71	71	71
②－①	7	8	7	7	7

【確保の方策】

ニーズ量の見込みを確保提供数が上回っています。

[3] 特定教育施設：町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第 27 条）

５．地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

（１）利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

特設窓口等の設置はしていません。

【確保の方策】

本町においては、特設相談窓口の設置は必要ないと考えますが、子育て世帯がそれぞれの状況に応じて相談できる場所を選択肢として確保し、利用ニーズに応えていきます。

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】　（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	4,397	4,684	3,997	3,426	3,826
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

※令和元年度は見込み

【量の見込み】　（年・延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	3,721	3,707	3,732	3,722	3,722
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

【確保の方策】

現状の実施箇所数で対応できているため、実施箇所数は現状維持とし、内容等の見直しを行い交流の促進と情報提供に努めながら、今後も継続して事業を展開していきます。

（３）一時預かり事業

① 認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を認定こども園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

幼保連携型認定こども園びえい青葉幼稚園が実施しています。

【確保の方策】

今後、関係機関との連携のもと、事業実績等を踏まえ対応していきます。

【利用実績】　（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	－	3,483	4,395	4,135	4,113

※令和元年度は見込み

【量の見込みと確保の内容】　（年・延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,167	4,144	4,147	4,149	4,147
②確保の内容	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
②－①	153	176	173	171	173

② 保育園における在園児以外を対象とした一時預かり（一般型）

保育施設を利用していない家庭で一時的に保育が困難な場合に保育園で預かる事業です。

【実施状況】

どんぐり保育園が実施しています。

【利用実績】　（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	－	－	387	471	555

※令和元年度は見込み

【量の見込みと確保の内容】　（年・延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	443	448	445	446	446
②確保の内容	600	600	600	600	600
②－①	157	152	155	154	154

【確保の方策】

現状で対応ができているため、より利用しやすい環境づくりに努めながら、今後も継続して事業を実施していきます。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【利用実績】　（年・実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問実績	61	40	52	33	49

※令和元年度は見込み

【量の見込みと確保の内容】　（年・実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保の内容	50	50	50	50	50
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

従来通り保健師による家庭訪問を実施し、子育てに関する相談、指導、助言などを行い保護者が不安にならず安心して子育てできるように、今後も継続して事業を展開していきます。

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行い、養育支援が必要な場合は、支援員を派遣し、育児・家事援助を行います。

【利用実績】　（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問件数	11	10	10	10	10

※令和元年度は見込み

【量の見込みと確保の内容】　（年・延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13	13	13	13	13
②確保の内容	15	15	15	15	15
②－①	2	2	2	2	2

【確保の方策】

引き続き医療機関や関係機関との情報共有・連携を図りながら、妊娠・出産・育児期と切れ目のない支援を継続していきます。

（６）ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

本町では現在実施していませんが、今後のニーズの変化に応じて検討していきます。

【確保の方策】

令和２年度から『上川中部こども緊急さぽねっと事業』との連携により対応するとともに、NPO 法人及び関係機関と連携のもと、検討していきます。

（７）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

本町には、該当施設がないため実施していませんが、今後のニーズの変化に応じて検討していきます。

【確保の方策】

令和２年度から『上川中部こども緊急さぽねっと事業』との連携により対応するとともに、NPO 法人及び関係機関と連携のもと、検討していきます。

（８）延長保育事業

保育所等において、開所時間を超えて保育を実施する事業です。

【実施状況】

本町では実施していませんが、認可保育所では、平成 27 年度から保育時間を１時間延長し、午前７時 30 分から午後６時 30 分までの 11 時間を保育標準時間として対応しています。また、令和元年 11 月開設の幼保連携型認定こども園では、平日 11 時間の対応をしています。

【確保の方策】

へき地保育所においては、農繁期の保育ニーズが高まるため、令和２年度から土曜日の保育時間を平日同様の午前８時から午後５時に拡大し対応します。

今後、多様化するニーズを勘案しながら、地域の実情に応じ、保育時間の検討を進めていきます。

（９）病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

本町には、該当施設がないため実施していませんが、今後のニーズの変化に応じて検討していきます。

【確保の方策】

令和２年度から『上川中部こども緊急さぽねっと事業』との連携により対応するとともに、NPO 法人及び関係機関と連携のもと、検討していきます。

（10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】　（年・実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	171	195	204	190	196
低学年（1～3年）	91	117	128	130	127
高学年（4～6年）	80	78	76	60	68

※令和元年度は見込み

【量の見込みと確保の内容】　（年・実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	205	206	209	197	197
1年生	40	39	40	36	36
2年生	47	46	47	42	42
3年生	40	39	40	36	36
低学年（1～3年）	127	124	127	114	114
4年生	27	29	29	29	29
5年生	30	31	31	32	32
6年生	21	22	22	22	22
高学年（4～6年）	78	82	82	83	83
②確保の内容	300	300	300	300	300
1年生	70	70	70	70	70
2年生	70	70	70	70	70
3年生	70	70	70	70	70
低学年（1～3年）	210	210	210	210	210
4年生	32	32	32	32	32
5年生	32	32	32	32	32
6年生	26	26	26	26	26
高学年（4～6年）	90	90	90	90	90
②－①	95	94	91	103	103
1年生	30	31	30	34	34
2年生	23	24	23	28	28
3年生	30	31	30	34	34
低学年（1～3年）	83	86	83	96	96
4年生	5	3	3	3	3
5年生	2	1	1	0	0
6年生	5	4	4	4	4
高学年（4～6年）	12	8	8	7	7

【確保の方策】

児童の健全な育成が図られるように、衛生及び安全面に配慮しながら、今後も継続して事業を展開していきます。

（11）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実施状況】

本町では、妊娠の届け出をされた方に母子健康手帳の交付と妊婦一般健康診査（14回）、超音波検査受診票（６回）を交付し、専門医療機関を受診することにより、妊婦の健康保持・増進を図っています。

【利用実績】　（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診者数	979	747	840	629	850
妊婦相談件数	110	93	92	101	95

※令和元年度は見込み

【量の見込みと確保の内容】　（年・延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	700	700	686	700	658
②確保の内容	700	700	700	700	700
②－①	0	0	14	0	42

【確保の方策】

妊婦期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な健診がされるよう促すことにより、異常の早期発見、早期治療及び精神的不安の解消を目指すため、今後も継続して事業を展開していきます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

本町では、実施していません。ただし、保育園・幼稚園に通う子どもの副食費の実費徴収については、町独自に 2,300 円を上限として、国基準の半額助成を行います。

【確保の方策】

必要に応じて公債等による補助金等を検討していきます。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開していきます。

６．子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

（１）認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

〇幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。
〇既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。
〇幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。
〇認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

本町では、青葉幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行したため、必要な施設整備や人材確保に関する支援と情報共有に努めます。

（２）質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

（３）幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組みの推進

幼稚園･保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

〇子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼し、代理受領することで子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

〇特定子ども・子育て施設等の確認等については、北海道や施設所在市町村との連携や情報共有を図り、適切に取り組みます。

８．子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、北海道では、平成 27 年 12 月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。令和元年 11 月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援、②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮、③地方公共団体による取組の充実、などが基本的な方針として示されています。

本町においては、すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等、子どもの成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を総合的かつ効果的に推進します。

【具体的事業】

№.	事業名	事業内容	担当課
1	乳幼児医療全額助成事業	出生から 18 歳までの入院、通院にかかる医療費を全額助成します。	保健福祉課
2	インフルエンザ予防接種助成事業	生後６か月から 18 歳までの子どもと妊婦を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成します。	保健福祉課
3	保育園・認定こども園の半額助成	０歳から２歳までの保育園・認定こども園の利用者負担ついて、半額助成を行います。	保健福祉課
4	保育園・認定こども園に係る副食費助成	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収について、2,300 円を上限に国基準の半額を助成します。	保健福祉課
5	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦の経済的自立を支援するため、北海道で実施している福祉資金の貸付け申請を支援します。	保健福祉課
6	学校給食費の無償化	小中学校における給食費を無償化し、保護者の教育的費用の軽減を図ります。	教育委員会管理課
7	学童保育の無料化	なかよし児童館、美瑛東小学校における学童保育を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。	保健福祉課
8	就学援助（要保護・準要保護）	経済的理由により、学用品費等の負担が困難な世帯に対して、必要な援助を行います。	教育委員会管理課
9	スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、思春期における不安や悩み等の相談に対応します。	教育委員会管理課
10	美瑛高校助成事業	美瑛高校に在籍する生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減します。	政策調整課
11	高校生就学援助事業	美瑛高校以外の高校に入学する生徒の保護者に対し、入学時に就学援助金を支給します。	保健福祉課
12	ひとり親家庭等医療費助成事業	18 歳から 20 歳未満の学生又は親に扶養されている方等への医療費の一部を助成します。	保健福祉課
13	就労支援相談会の実施	かみかわ生活安心センターと連携し生活や就労でお困りの方を対象に無料の相談会を実施します。	保健福祉課

９．関連施策の展開

（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

〇関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
〇発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
〇社会的養護施策との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を４本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実等

〇障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
〇障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
（自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障害を含む）

第５章　計画の推進体制

１．市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の３点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

２．計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりが地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは、地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会では、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

３．計画の推進に向けた３つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援を推進することを目指します。

（１）市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

（２）近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

（３）国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

１．量の見込みの算出について

「子ども・子育て関連３法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成 27 年４月から新制度へ移行しました。

新制度は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、町は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

また、令和元年 10 月からは、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子ども達、 住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子ども達の利用料が無料となる、いわゆる幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

ここでは、計画期間（令和２年度～６年度）における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出方法を整理します。

（１）教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

①「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きにしたがい、就学前児童及び小学生の保護者に対するアンケートによる利用希望把握調査の結果から、就労状況や就労意向を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

推計児童数 × **潜在的家庭類型割合** × **利用意向率** ＝ **量の見込み**

②家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプ A からタイプＦまで 8 つの潜在的家庭類型に分類します。

潜在的家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。

◇家庭類型◇

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5 歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所（園）又は認定こども園の利用意向がない人、及び 0-2 歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに 1 年以内に就労したい人で、就労時間が月 48 時間以上を加える
タイプC′	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5 歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所（園）又は認定こども園の利用意向がない人、及び 0-2 歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1 年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月 48 時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに 1 年以内に就労したい人を加える
タイプE′	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5 歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育所（園）又は認定こども園の利用意向がない人、及び 0-2 歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに 1 年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

（2）各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、次のとおりとなります。

◇教育・保育事業（地域型保育事業）◇

事業名	項　目	算出対象
1 号認定 （幼稚園・認定こども園）	対象年齢	3～5 歳
	家庭類型	タイプC’、D、E’、F
	利用意向	今後、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人
2 号認定 （幼稚園の利用希望強い）	対象年齢	3～5 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2 号認定 （認定こども園・保育所（園））	対象年齢	3～5 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所（園）」等を利用したいと回答した人
3 号認定【0 歳】 （認定こども園・保育所（園））	対象年齢	0 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所（園）」等を利用したいと回答した人
3 号認定【1・2 歳】 （認定こども園・保育所（園））	対象年齢	1・2 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所（園）」等を利用したいと回答した人

◇地域子ども・子育て支援事業◇

事業名	項　目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～2 歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】 ①1 号認定による利用	対象年齢	3～5 歳
	家庭類型	タイプC’、D、E’、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人

事業名	項　目	算出対象
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】 ②2 号認定による利用	対象年齢	3～5 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	1.0（２号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」は,「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」を利用することによりニーズがカバー）
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5 歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【低学年】	対象年齢	5 歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうちは、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【高学年】	対象年齢	5 歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	対象年齢	0～5 歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
時間外保育事業	対象年齢	0～5 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所（園）」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18 時以降」の人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター （病児・病後児）	対象年齢	0～5 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やけがにより、「父親又は母親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児の保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
放課後児童健全育成事業 【低学年】	対象年齢	5 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうちは、放課後「学童保育」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業 【高学年】	対象年齢	5 歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「学童保育」で過ごさせたいと回答した人

2．美瑛町子ども・子育て会議委員名簿

役　職	氏　　名	所　　属
会　長	佐　藤　正　浩	学校法人美瑛青葉学園理事長
副会長	阿　部　光　恵	社会福祉法人びえい子育て応援団 どんぐり保育園園長
委　員	鈴　木　　結	子どもの保護者（一般公募）
委　員	栗　原　克　哲	子どもの保護者（一般公募）
委　員	片　岡　和　子	主任児童委員
委　員	篠　原　純　也	美瑛町教頭会会長
委　員	佐　藤　秀　子	幼保連携型認定こども園 びえい青葉幼稚園園長

（順不同）

３．美瑛町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第１条　この会議は美瑛町の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、美瑛町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　子ども・子育て支援法（平成 25 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事項

（２）　子ども・子育て支援施策に関する事項

（３）　美瑛町次世代育成支援対策行動計画の評価に関する事項

（４）　前各号に掲げるもののほか、その他必要と認める事項

（組織）

第３条　会議の委員は、１０人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）　子ども・子育て支援事業関係者

（２）　子どもの保護者

（３）　町子育て支援関係者

（４）　学識経験者

（５）　その他必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員）

第５条　会議に会長及び副会長をそれぞれ１人おく。

２　会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

３　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務局）

第７条　会議の事務局は、保健福祉課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２６年３月７日から施行する。